

厚生委員会議案説明資料

令和 8 年 1 0 月 8 日

件 名	頁
1 第 9 4 号議案 債権の放棄について（足立区生業資金貸付金債権）	2

（福 祉 部）

第 9 4 号議案説明資料

令和 8 年 1 0 月 8 日

件 名	債権の放棄について（足立区生業資金貸付金債権）																						
所管部課名	福祉部 福祉管理課																						
内 容	1 概要 生業資金貸付金において、借受人は著しい生活困窮状態、連帯保証人は死亡、連帯保証人の相続人は著しい生活困窮状態にあり、今後の返済が困難であることから、債権を放棄する。 2 内容 (1) 債権 <table> <tr> <td>種類</td><td>足立区生業資金貸付金</td></tr> <tr> <td>貸付決定日</td><td>平成 1 2 年 1 1 月 9 日</td></tr> <tr> <td>貸付理由</td><td>借受人の飲食業の車両購入資金</td></tr> <tr> <td>貸付決定額</td><td>2, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>平成 1 3 年 7 月から平成 1 8 年 6 月末まで</td></tr> <tr> <td>最終納付日</td><td>令和 7 年 8 月 6 日</td></tr> </table> (2) 債務者 <table> <tr> <td>借受人</td><td>足立区伊興在住者、8 6 歳</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td>足立区六月在住者、9 0 歳（死亡）</td></tr> </table> (3) 放棄する債権の額 <table> <tr> <td>※ 元利金の内訳</td><td>1, 2 4 9, 2 6 9 円（元利金及び延滞金）</td></tr> <tr> <td></td><td>1, 2 3 6, 7 8 2 円（元金）</td></tr> <tr> <td></td><td>1 2, 4 8 7 円（利子）</td></tr> </table> 3 債権放棄の理由 (1) 借受人は平成 2 6 年 5 月 7 日付で生活保護受給開始。 (2) 連帯保証人は平成 1 9 年 1 月 2 6 日付で死亡、法定相続人は長男と長女。長男は年齢が 7 7 歳、平成 1 9 年 4 月 6 日付で生活保護受給開始。長女は年齢が 7 5 歳、現在は生活保護に準ずる状態。 (3) 令和 8 年 3 月 3 0 日開催の「足立区債権等処理判定委員会」において、債権放棄が妥当との答申を得た。 (4) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。	種類	足立区生業資金貸付金	貸付決定日	平成 1 2 年 1 1 月 9 日	貸付理由	借受人の飲食業の車両購入資金	貸付決定額	2, 0 0 0, 0 0 0 円	償還期間	平成 1 3 年 7 月から平成 1 8 年 6 月末まで	最終納付日	令和 7 年 8 月 6 日	借受人	足立区伊興在住者、8 6 歳	連帯保証人	足立区六月在住者、9 0 歳（死亡）	※ 元利金の内訳	1, 2 4 9, 2 6 9 円（元利金及び延滞金）		1, 2 3 6, 7 8 2 円（元金）		1 2, 4 8 7 円（利子）
種類	足立区生業資金貸付金																						
貸付決定日	平成 1 2 年 1 1 月 9 日																						
貸付理由	借受人の飲食業の車両購入資金																						
貸付決定額	2, 0 0 0, 0 0 0 円																						
償還期間	平成 1 3 年 7 月から平成 1 8 年 6 月末まで																						
最終納付日	令和 7 年 8 月 6 日																						
借受人	足立区伊興在住者、8 6 歳																						
連帯保証人	足立区六月在住者、9 0 歳（死亡）																						
※ 元利金の内訳	1, 2 4 9, 2 6 9 円（元利金及び延滞金）																						
	1, 2 3 6, 7 8 2 円（元金）																						
	1 2, 4 8 7 円（利子）																						

4 経過

別紙「生業資金貸付金「債権放棄」経過について」参照

5 今後の方針

本貸付金の新規貸付はすでに終了しており、令和4年度に特別収納対策課と協議し、全件の処理方針を決定した。これに基づき、引き続き適切な債権処理に努めていく。

生業資金貸付金 「債権放棄」経過について

1 貸付決定日

平成12年11月9日

2 貸付理由

借受人の飲食業の車両購入資金

3 償還期間

平成13年7月から平成18年6月末日まで 全60回

4 徴収決定額及び返納済額、放棄する債権の額等

【①償還決定額】 2,020,307円

〈内訳〉ア(元金) 2,000,000円

イ(利子) 20,307円

【②償還済額】 771,038円

〈内訳〉ア(元金) 763,218円

イ(利子) 7,820円

【③放棄する債権額】 1,249,269円 (③=①-②)

〈内訳〉ア(元金) 1,236,782円 (③ア=①ア-②ア)

イ(利子) 12,487円 (③イ=①イ-②イ)

5 催告書送付履歴

年度	発行日	送付対象者
平成20年度	5月28日、11月28日、1月28日、 2月18日	借受人
平成21年度	5月29日、8月20日、11月27日、 2月18日	借受人
平成22年度	5月21日、12月10日、12月17日 、2月25日	借受人
平成25年度	2月25日	借受人
平成27年度	5月26日	借受人

6 関係者の状況

(1) 借受人

時期	事由	内容
平成11年10月	<u>足立区島根に小料理店の店舗を開店</u>	① 開店資金として、銀行や知人や内装業者から約2,200万円を借り入れた。
平成12年11月	島根の店舗を営業	② 営業に使用する車両の購入資金として、 <u>区から生業資金200万円を借り入れた。</u>
平成12年12月以降（時期不詳）	足立区竹の塚に新店舗を開店	③ 島根の小料理店の売上げが順調に伸び、借受人は2店を経営。
平成19年	<u>島根の店舗を閉店</u>	④ 営業不振のため閉店。開店時の負債が残る。
平成20年	竹の塚の店舗を閉店	
平成20年～平成26年4月	閉店後に再就職	⑤ 開店時の負債のうち、銀行分は全て返済。知人や内装業者からの借金については不問にしてもらう。残った負債は区の生業資金のみ。 ⑥ 閉店後に借受人は再就職し、月25万円程の収入を得て生計自立。
平成26年5月～現在	<u>生活保護受給中</u>	⑦ 家賃の支払いや医療費の負担が重くなり、 <u>平成26年5月7日付で生活保護受給開始</u> となる。 ⑧ <u>現在も生活保護の受給により生活</u> 。不整脈のため通院継続中。
令和8年3月30日	<u>債権等処理判定委員会に債権放棄の可否を諮問</u>	⑨ <u>結果は「放棄妥当」</u> 。理由は「生活保護受給による著しい生活困窮状態」。

区は平成12年11月9日付で、借受人が足立区島根において個人で営んでいた小料理店の車両購入資金として200万円を貸し付けた。当該貸付の連帯保証人は借受人の友人である。

借受人は昭和14年12月20日に出生、現在86歳。昭和35年に婚姻し、3人の子をもうけた。その後、昭和56年に西新井において小料理店の経営を始めた。平成元年に夫と離婚し、平成11年に当該店舗を閉め、島根において新たに小料理店を開店。開店資金は銀行、知人及び内装業者から約2,200万円を借り入れた。開店後、店の客であった者に借入金の返済が苦しいと話したところ、生業資金貸付制度を教えてもらい、平成12年11月13日に生業資金200万円を借入れするに至った。

ア 新店舗を開店するも、その後の営業不振により開店した店舗を相次いで閉店

借受人は店の売上げが順調に伸びたことから、竹の塚に新店舗を開店。これにより2店舗を経営することとなった。しかし、経営していた店舗はいずれも徐々に客足が遠のき、売上げが減少。平成19年に島根の店舗を閉店し、平成20年に竹の塚の店舗を閉店した。

開店時の負債のうち、銀行分は何とか全て返済し、知人や内装業者からの借入分については、両者が借受人の窮乏状態を知り、返済不要としてくれたことにより、残った負債は本件の生業資金貸付金のみとなった。

イ 再就職後、生計自立していたが、やがて生活が苦しくなり生活保護受給開始

小料理店を廃業後、マンションや事務所の清掃の仕事により月25万円程の収入を得ていたが、家賃の支払いや医療費の負担が重くのしかかり、平成26年5月7日付で生活保護受給開始となった。

ウ 生活保護受給開始から現在に至るまで

現在は、月約13万円の生活保護費を受給し、このうち約5万3千円を家賃に支出、残りの7万4千円を食費や生活費等に充てて生活している。

以前、心臓に不整脈が見つかり、ペースメーカーの埋め込み手術を受けた。そのため、現在も足立区に所在する循環器専門のクリニックにて、月1回の診察を受けている。

エ 債権等処理判定委員会において、借受人の「債権放棄が妥当」との答申あり

現在も借受人は生活保護の受給により生活している。令和8年3月4日に借受人宅を訪問し現況確認したところ、借受人が居住しているアパート内には換価価値のある財産はなく、預金についても通帳を確認したところ、生活保護の受給分のみの入金と生活費の支出のみで、残高僅少であることを確認した。

以上を踏まえ、令和8年3月30日開催の債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問し、「放棄妥当」との答申を得た。

(2) 連帯保証人、連帯保証人の相続人（長男及び長女）

時期	対象者	事由	内容
平成7年5月	長男	連帯保証人と同居開始	① 平成7年5月8日付で転入。
平成11年10月	連帯保証人	<u>借受人が区から生業資金200万円を借り入れ</u>	② <u>本件貸付金の連帯保証人となる。</u>
平成18年5月	連帯保証人	借受人からの償還が滞り連帯保証人宛に文書督促	③ 同居の長男より、対象者が入院中であることを理由に償還できないとの訴えあり。
平成19年1月	連帯保証人	<u>死亡</u>	④ <u>平成19年1月26日付で死亡。</u> ⑤ <u>相続人は連帯保証人の長男（兄）と長女（妹）。</u>

時期	対象者	事由	内容
平成19年4月～ 現在	長男	<u>生活保護受給中</u>	⑥ <u>平成19年4月6日付で生活保護受給開始</u> となる。 ⑦ <u>現在も生活保護の受給により生活。</u>
平成23年4月以降（時期不詳）	長女	<u>勤務先を退職</u>	⑧ <u>60歳で退職後は就職せず、現在は年金収入（月約8万円）で生活。</u>
令和6年以降（時期不詳）	長女	「緑内障の末期」との診断	⑨ ほとんど見えない状態で、外出の際には娘（長女）の介助が必要。
令和8年 3月30日	長男、 長女	<u>債権等処理判定委員会に債権放棄の可否を諮問</u>	⑩ <u>結果は「放棄妥当」</u> 。理由は長男が「生活保護受給による著しい生活困窮状態」、長女が「生活保護に準ずる著しい生活困窮状態」。

連帯保証人は大正6年9月20日に出生、平成19年1月26日に死亡。享年90歳。借受人の話によると、連帯保証人とは、借受人が当時経営していた小料理店の客として知り合った。借受人は、連帯保証人が亡くなったとの話を聞いてから、特に連絡を取ったことはなく、連帯保証人の相続人との付き合いも無い。

連帯保証人の相続人は、妻が先に死亡しているため、長男（兄、以下「相続人甲」という。）と長女（妹、以下「相続人乙」という。）の二人である。

相続人甲は昭和23年11月2日に出生、現在77歳、区内在住。

相続人乙は昭和26年4月1日に出生、現在75歳、娘（長女）と共に草加市在住。

ア 連帯保証人に督促を行うが、高齢や病気療養を理由に償還しないまま死亡

借受人による償還が滞ったため、平成18年5月に文書催告を行ったが、当時、連帯保証人と同居していた相続人甲の話によると、連帯保証人は90歳で入院中であり、償還が困難な状況であった。その後も償還することはなく、平成19年1月26日に死亡した。

イ 相続人甲は生活保護受給中

相続人甲は平成7年5月より連帯保証人と同居を開始。かつて自営業により生計を営んでいた時期もあったが、連帯保証人の年金が相続人甲の生活を支えていた。

連帯保証人の死亡後に家計が苦しくなり、平成19年4月6日付で生活保護受給開始となった。現在も生活保護の受給（月約9万円）と少額の年金（月約1万5千円）により生活している。

ウ 相続人乙は年金収入のみで生活保護に準ずる状態

相続人乙は平成7年頃に夫と死別後、夫の上司による紹介で公団の関連会社に職を得て、子二人を養育した。やがて子二人は、それぞれ結婚して実家を離れていったが、長女は平成12年に離婚した後、相続人乙と同居を開始。

60歳で勤務先を退職後は就職せず、遺族年金を含む年金（月約8万円）と長女のアパート収入（月約5万円）により生活している。73歳の時に「緑内障の末期」と診断され、現在はほとんど見えない状態であり、ほぼ毎日を自宅で過ごす生活を送っている。やむなく通院等で外出する際には、長女の介助が必要である。

エ 相続人乙は連帯保証債務を相続する意思はないが、家庭裁判所における相続放棄の申述手続きは困難な状況

相続人乙に本件の生業資金貸付金に係る連帯保証債務の相続意思について確認したところ、相続する意思はないと明確に申し出た。しかしながら、自身と長女の現在の健康状態から、家庭裁判所において相続放棄の申述手続きを行うことは困難であるとのことであった。

オ 債権等処理判定委員会において、相続人の「債権放棄が妥当」との答申あり

現在も相続人甲は生活保護の受給により生活している。また、相続人乙は年金収入のみの生活で、難病に罹患している長女と同居しており、生活保護に準ずる状態であると言える。

以上を踏まえ、令和8年3月30日開催の債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問し、「放棄妥当」との答申を得た。

7 放棄事由

- (1) 借受人は、平成26年5月7日付で生活保護受給開始となり、現在も受給中。
- (2) 連帯保証人は、平成19年1月26日付で死亡。相続人甲は長男（兄）、相続人乙は長女（妹）。
- (3) 相続人甲は、平成19年4月6日付で生活保護受給開始となり、現在も受給中。
- (4) 相続人乙は、緑内障の末期によりほとんど見えない状態であり、日常生活において同居している長女の介助が必要。相続人乙と長女の世帯収入は月約13万円で、生活保護に準ずる状態。
- (5) 借受人及び死亡した連帯保証人の相続人甲と乙については、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第5号に該当するものとして、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、議決事件として債権を放棄する。

8 債務者の償還経過と区の主な対応

時期	対応内容	償還金納付状況
平成 13 年 8 月～ 平成 13 年 11 月	① 平成 13 年 7 月分から 10 月分までは、借受人が約定通りの償還（月額 33,673 円）を継続。	134,692 円納付
平成 13 年 12 月～ 平成 14 年 3 月	① 平成 13 年 11 月分以降の納付が途絶える。借受人宛に電話催告を実施したところ、平成 14 年 3 月に平成 13 年 11 月分と 12 月分の 2 回分を納付。	67,346 円納付
平成 14 年 4 月～ 平成 15 年 11 月	① 平成 14 年 4 月以降の納付が途絶える。借受人宛に電話や訪問による催告を実施し、滞納に至っている経緯について聴取。借受人が営業する店舗の売上げが不振であることや、銀行からの借金の支払いにも追われているため、本件貸付金の返済が滞ってしまったとのこと。 ② 平成 15 年 1 月に 20,000 円を納付。 ③ 滞納期間中、借受人宛に電話や訪問による催告を実施するも、償還に応じず。	20,000 円納付
平成 15 年 12 月～ 平成 20 年 1 月	① 借受人との交渉により、月額 10,000 円の分納約束。以降は、断続的に分納が継続。 ② 借受人からの納付が滞った平成 18 年 5 月、連帯保証人宛に文書催告を実施するが、連帯保証人は当時、入院治療中のため償還は困難な状況。 ③ <u>連帯保証人は平成 19 年 1 月 26 日付で死亡。</u> ④ 借受人が平成 19 年及び平成 20 年に相次いで営業する店舗を閉店。	335,000 円納付
平成 20 年 2 月～ 平成 23 年 4 月	① 借受人からの分納が途絶える。借受人宛に文書・電話・訪問催告を実施するが、借受人は応答せず。	納付なし
平成 23 年 5 月～ 平成 29 年 9 月	① 知人が借受人の借金を帳消しにしてくれたことや、平成 23 年頃に借受人が再就職したこと等により、月額 2,000 円から 3,000 円の範囲で分納が再開し、以降は断続的に分納が継続。 ② <u>借受人は平成 26 年 5 月 7 日付で生活保護受給開始。</u>	124,000 円納付

時期	対応内容	償還金納付状況
平成 29 年 10 月～ 令和 7 年 8 月	① 平成 29 年 11 月に借受人から、交通事故に遭って手術を受けることになったため、分納を待ってほしいとの連絡あり。 ② 平成 30 年 2 月から毎月 1,000 円の分納が再開し、令和 7 年 8 月まで継続。	90,000 円納付
令和 7 年 9 月～ 現在	① 本件の生業資金貸付金については、借受人が生活保護受給中、連帯保証人が死亡していることから、特別収納対策課と協議し、債権放棄を視野に入れつつ、滞納処理を進めていくこととした。 ② <u>令和 7 年 9 月 26 日及び令和 8 年 3 月 4 日に借受人宅を訪問し、滞納当時や現在の生活状況について聴取。</u> ③ 借受人は年齢が 86 歳で、生活保護受給中であり、生活保護費で暮らしている。居住しているアパート内には換価価値のある財産はなく、預金についても通帳を確認したところ、生活保護費の受給分のみの入金と生活費の支出のみで、残高僅少であった。 ④ <u>令和 7 年 10 月 20 日に相続人甲宅を訪問し、現在の生活状況について聴取。</u> ⑤ 相続人甲は年齢が 77 歳で、生活保護受給中であり、生活保護費で暮らしている。居住しているアパート内には換価価値のある財産はなく、預金についても通帳を確認したところ、生活保護費の受給分の収入と生活費の支出のみで、残高僅少であった。 ⑥ <u>令和 7 年 10 月 22 日に相続人乙宅を訪問し、現在の生活状況について聴取。</u> ⑦ 相続人乙は年齢が 75 歳で、難病に罹患している長女と同居中。相続人乙は病気のため殆ど視力がない状態であり、日常生活において長女の介助を必要とする。相続人乙の年金収入（月約 8 万円）と長女のアルバイト収入（月約 5 万円）で暮らしている。	納付なし

時期	対応内容	償還金納付状況
令和7年9月～ 現在	⑧ <u>令和8年3月30日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問した結果は「債権放棄が妥当」。</u> ⑨ <u>借受人及び相続人甲については、生活保護を受給し、相続人乙については、生活保護に準ずる状態にあることから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第5号「債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、支払いが困難であると認められるとき。」に該当する。</u>	納付なし